

目 次

環境行動指針とは？	1
環境行動指針の期間	1
環境行動指針の体系	2
環境行動指針チェックリスト	3
1 豊かな自然をはぐくむまち	4
2 みどりと調和した快適なまち	5
3 健康で安心できる環境のまち	7
4 環境にやさしい循環型のまち	8
5 地球をいたわるまち	9
6 だれもが環境配慮に取り組むまち	9

環境行動指針とは？

私たちのまち武蔵村山市は、狭山丘陵の自然を有し、昭和 45 年の市制施行以来、都心近郊の緑豊かな住宅都市として発展してきました。近年では、この豊かな緑を後世に残していくこととともに、文化的な住みよいまちづくりを行うため、新青梅街道の拡幅や日産自動車村山工場跡地の利用などを推進しています。

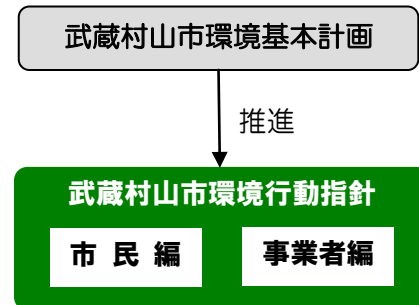
しかし、それと同時に、昨今の環境問題については、都市・生活型公害と呼ばれているように、自動車等からの排気ガスやごみ問題など日常生活に関わる環境への負荷が増大し、その負荷が地域から地球レベルの問題へと発展してきています。

また、人々の価値観は、便利で合理的な生活を求めるなど多様化しましたが、昔から引き継がれてきた自然を大切に、自然と共生しようとする心掛けもふえつつあります。

このような状況の中で、さらに私たち一人ひとりが環境問題を深刻に受け止め、環境への負荷を少なくしたライフスタイルを確立していくことが必要となっています。

本指針は、市民、事業者の皆様が日常生活や事業活動において、自らが環境の保全等に関して積極的な行動を起こすための手がかりとなるもので、「武蔵村山市環境基本計画」を着実に推進していくために利用していただければ幸いです。

○ 環境行動指針の位置づけ



環境行動指針の期間

武蔵村山市環境行動指針の期間は、武蔵村山市環境基本計画(改訂版)の計画期間と整合を図り、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間とします。なお、環境行動指針は、環境問題や社会動向等の変化に対応していきます。

環境行動指針の体系

武蔵村山市環境行動指針は、武蔵村山市環境基本計画(改訂版)に掲げている6つの基本目標、13の環境目標ごとに定めています。

1 豊かな自然をはぐくむまち		
<1>	狭山丘陵と森を育みましょう	【 樹林地 】
<2>	親しみのある水辺をつくりましょう	【 水辺 】
<3>	動植物と人との共生を図りましょう	【 生き物 】
2 みどりと調和した快適なまち		
<4>	まちのみどり・身近なみどりをつくりましょう	【 身近なみどり 】
<5>	農地を守り、育てましょう	【 農地 】
<6>	快適でやすらぎのあるまちをつくりましょう	【 美化 】
<7>	地域の歴史や文化をまもりましょう	【 歴史文化 】
3 健康で安心できる環境のまち		
<8>	安心して住みよいまちをつくりましょう	【 公害 】
4 環境にやさしい循環型のまち		
<9>	資源やエネルギーを大切にしましょう	【 資源 】
<10>	ごみを減らしリユース・リサイクルを進めましょう	【 ごみ 】
5 地球をいたわるまち		
<11>	地球をいたわりましょう	【 地球 】
6 だれもが環境配慮に取り組むまち		
<12>	環境に関心を持ち、学びましょう	【 学習 】
<13>	環境活動を活性化しましょう	【 活動 】



事業者編

貴事業所は、環境に配慮した行動を実践していますか。下表のチェック欄に○、△、×を記入して、事業活動を見直すきっかけにしてみましょう。

(○：実践している、△：ときどき実践している、×：実践していない)

	環境に配慮した行動	チェック欄
〈1〉 樹林地	里山体験施設で実施している活動に協力している	
	狭山丘陵の維持管理活動に参加している	
〈2〉 水辺	事業所排水を適正に処理している	
	開発の際には雨水浸透施設を設置し、地下水の涵養を図っている	
〈3〉 生き物	開発行為を行う際は、自然環境や生態系に配慮している	
	特定外来生物を販売していない	
〈4〉 身近なみどり	敷地内の緑化や屋上緑化などを進めている	
	生け垣の設置に協力している	
〈5〉 農地	地元の農産物をPRしている	
	環境にやさしい農業を進めている	
〈6〉 美化	ポイ捨てを防止するための協力をしている	
	事業所周辺の美化に努めている	
	開発行為を行う際は、周りの景観との調和に配慮している	
〈7〉 歴史文化	本市の歴史を子どもたちに伝えている	
〈8〉 公害	環境にやさしい運転を心がけている	
	有害化学物質を適正に処理している	
	騒音や振動などの公害防止に努めている	
〈9〉 資源	省資源・省エネ行動を心がけている	
	省資源などに配慮した、環境にやさしい商品を選んでいる	
	太陽光発電、太陽熱などの自然エネルギーを利用している	
〈10〉 ごみ	ごみを出さない工夫をしている	
	産業廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理している	
〈11〉 地球	省資源、省エネルギーを心がけ、地球温暖化の防止に努めている	
〈12〉 学習	環境に関するイベントに参加する	
〈13〉 活動	クリーン作戦などの環境美化活動に参加している	

1 豊かな自然をはぐくむまち

<1> 狭山丘陵と森を育みましょう

- ★ 里山体験施設で実施している活動に協力しましょう！
- ★ 狭山丘陵の維持管理活動に参加しましょう！

■ 狭山丘陵の保全

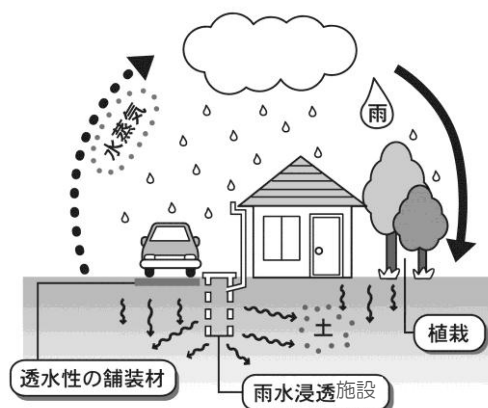
市では、狭山丘陵の周辺地域について東京都の「丘陵地における適正開発のための指導指針」に基づき、適正な開発指導を行っています。

<2> 親しみのある水辺をつくりましょう

- ★ 事業所排水を適正に処理しましょう！
- ★ 開発の際には雨水浸透施設を設置し、地下水の涵養^{かん}を図りましょう！

■ 水循環のしくみ

水は、海から空、空から地表へ、地表から海へ循環しています。しかし、近年の都市化に伴い、循環の経路が遮断されるなどして、土壌汚染や地下水汚染などの環境問題を引き起こしています。雨水浸透施設の設置や植栽などをし、本来の水循環のしくみを取り戻していく必要があります。



<3> 動植物と人との共生を図りましょう

- ★ 開発行為を行う際は、自然環境や生態系に配慮しましょう！
- ★ 特定外来生物の販売や飼育をしないようにしましょう！

■ 特定外来生物

特定外来生物に指定された動植物は、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入・野外に放つことなどが原則禁止となっています。違反内容によっては重い罰則が課せられます。

- ① 1億円以下の罰金に該当するもの（法人の場合）
 - * 販売もしくは頒布する目的で、特定外来生物の飼養等をした場合
 - * 飼養等の許可を受けていないのに、特定外来生物を輸入した場合 など
- ② 5千万円以下の罰金に該当するもの（法人の場合）
 - * 販売もしくは頒布以外の目的で、特定外来生物の飼養又は譲渡等をした場合
 - * 未判定外来生物を輸入してもよいという通知を受けずに輸入した場合 など

2 みどりと調和した快適なまち

<4> まちのみどり・身近なみどりをつくりましょう

- ★ 敷地内の緑化や屋上緑化などを進めましょう！
- ★ 生け垣の設置に協力しましょう！

■ 敷地内の緑化

敷地内における緑化の効果としては、「都市における自然の回復」、「都市景観の向上」、「大気汚染などの環境問題の緩和」「空気の浄化」などが挙げられます。

特に、ビルの緑化については、緑化面積が増えるため、効果は大きくなります。



<5> 農地をまもり、育てましょう

- ★ 地元の農産物を積極的にPRしましょう！
- ★ 環境にやさしい農業を進めましょう！

■ 地場農産物のPR

地場農産物を農産物直売所などでPRすることは、生産者との顔の見える関係を築くことができるため、市民は安心して食べられる農産物を入手することができます。

また、農産物を近くから運ぶため、輸送の際の大気汚染物質の排出やエネルギーの消費を減らすことにもつながります。



茶畑



梨園



みかん園

■ 環境にやさしい農業

環境にやさしい農業とは、農薬や化学肥料の使用をできる限り少なくした生産性と環境に配慮した農業のことです。

農薬の低減技術の導入などを認定条件とした、東京都エコファーマー認定制度では、武蔵村山市の農業従事者が21人認定されています。

東京都エコファーマー認定制度

環境保全型農業に取り組む農業者を支援するため、持続性の高い生産方式(土づくり、化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う生産方式)を導入する計画を立てた農業者を、知事がエコファーマーとして認定します。

<6> 快適でやすらぎのあるまちをつくりましょう

- ★ ポイ捨てを防止するための協力をしましょう！
- ★ 事業所周辺の美化に努めましょう！
- ★ 開発行為を行う際は、周りの景観との調和に配慮しましょう！

■ ポイ捨て条例

本市では、平成 17 年度から武蔵村山市空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等に関する条例を施行し、空き缶・吸い殻等のポイ捨ての防止を図っており、飲食業者と土地所有者の皆さんには下記の内容をお願いしています。

- * 飲食業者の皆さんにお願いすること
空き缶などの回収容器の設置、適正処理の呼びかけ
- * 土地所有者の皆さんにお願いすること
空き地の清掃や除草などの土地の適正管理

■ 不法投棄看板

市では、不法投棄が多くて困っている方に対して不法投棄防止看板の貸出しをしています。



■ 良好な景観の形成

狭山丘陵から作り出される里山風景や眞福寺をはじめとした歴史的文化的遺産による風景は、地域の貴重な景観の形成に役立っています。また、より良い景観を保全していくためには、市・市民・事業者との連携が求められています。



<7> 地域の歴史や文化をまもりましょう

- ★ 本市の歴史を子どもたちに伝えていきましょう！

■ 伝統工芸品

市内では古くから手作りの製品として織物が作られ、板締染色という特殊な染め方で作られた村山大島紬は、東京都指定無形文化財、経済産業大臣指定伝統的工芸品に指定されています。

伝統工芸品を実際に見学し、作り手の話を聞くことは市内固有の歴史や文化に対する関心・理解を高め、ものを大切にすることにつながります。



3 健康で安心できる環境のまち

<8> 安心して住みよいまちをつくりましょう

- ★ 環境にやさしい運転を心がけましょう！
- ★ 有害化学物質を適正に処理しましょう！
- ★ 騒音や振動・悪臭などの公害防止に努めましょう！

■ 環境にやさしい運転（エコドライブ10のすすめ）

自動車を運転するときは、ドライバーの皆さんがエコドライブで人と環境にやさしい運転を心がければ、大気汚染や騒音の発生を抑え、資源も節約することができます。

- ◎ ふんわりアクセル「eスタート」
- ◎ 加減速の少ない運転
- ◎ 早めのアクセルオフ
- ◎ エアコンの使用を控えめに
- ◎ アイドリングストップ
- ◎ 暖機運転は適切に
- ◎ 道路交通情報の活用
- ◎ タイヤの空気圧をこまめにチェック
- ◎ 不要な荷物は積まずに走行
- ◎ 駐車場所に注意



参考資料：低公害車ガイドブック（環境省）

■ ディーゼル車規制

ディーゼル車から排出される割合が高い窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）は大気汚染や人の健康に影響を及ぼす原因物質です。

平成15年10月1日から埼玉・千葉・東京・神奈川で「ディーゼル車の排出ガス規制」が開始されています。

- ◇ 対象車種：軽油を燃料とするトラック、バス及びこれらをベースに改造した特殊用途自動車
- ◇ 猶予期間：初年度登録から7年間
- ◇ 罰則等：50万円以下の罰金

九都県市指定
PM減少装置ステッカー



4 環境にやさしい循環型のまち

<9> 資源やエネルギーを大切にしましょう

- ★ 省資源・省エネ行動を心がけましょう！
- ★ 省資源などに配慮した、環境にやさしい商品を選びましょう！
- ★ 太陽光発電、太陽熱などの自然エネルギーを利用しましょう！

■ 省エネタイプの製品に表示される省エネラベル

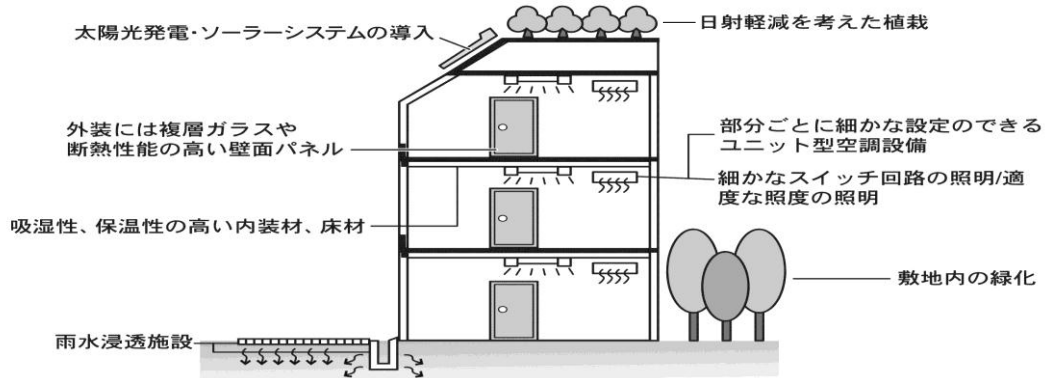
国際エネルギースタープログラム

パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。

www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/a04_O2.html



■ 省資源・省エネルギーに工夫した建物づくり



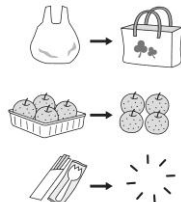
<10> ごみを減らし、リユース・リサイクルを進めましょう

- ★ ごみを出さない工夫をしましょう！
- ★ 産業廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理しましょう！

■ ごみを出さない工夫

販売業

- ◎ 商品の簡易包装に努める。
- ◎ 環境にやさしい製品の販売に努める。



製造業

- ◎ リサイクルしやすい製品の開発に努める。
- ◎ 廃棄された製品の回収・再利用に努める。

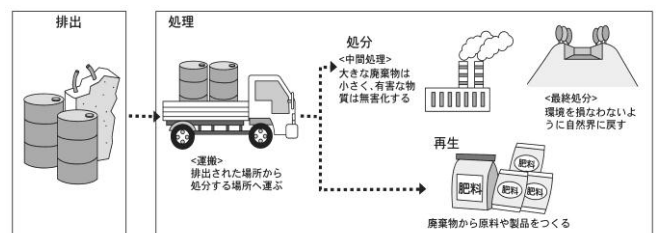
事務所など

- ◎ 事務用品などの再使用や共有化を心がける。
- ◎ 両面コピーや裏紙によるコピーを心がける。



■ 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理は、排出事業者処理責任があり、排出者である事業者自ら処理するか、排出者の委託を受けた処理業者が処理するのが原則です。



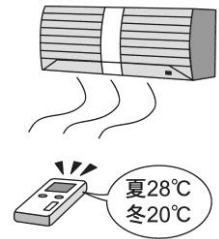
5 地球をいたわるまち

<11> 地球をいたわりましょう

★ 省資源、省エネルギーを心がけ、地球温暖化の防止に努めましょう！

■ 事業活動の中でできる省資源・省エネ行動

- ◎ エアコンの設定温度は、夏 28℃、冬 20℃を目安にする。
- ◎ 照明器具はこまめに消灯する。
- ◎ ノー残業デーを設定する。
- ◎ 紙類は再生紙を使用する。
- ◎ 電化製品の新規購入や更新をする際は、省エネルギー型の製品を選ぶ。
- ◎ 省資源・省エネにつながる製品の開発・販売に取り組む。



6 だれもが環境配慮に取り組むまち

<12> 環境に関心を持ち、学びましょう

★ 環境に関するイベントに参加しましょう！

■ 環境フェスタ

このイベントは、市が、市民、事業者と連携・協力して、限りある資源の有効利用の啓発やリユース（再使用）への取り組みをPRすることにより、環境の保全やごみ減量等による環境への負荷の低減を推進するために開催しています。



<13> 環境活動を活性化しましょう

★ クリーン作戦などの環境美化活動に参加しましょう！

■ クリーン作戦

クリーン作戦は、毎年5月30日（もしくは前後の日曜日に実施）の「関東地方環境美化の日（ごみゼロの日）」に市民や市民団体と連携し、地域の環境美化活動の推進をしています

